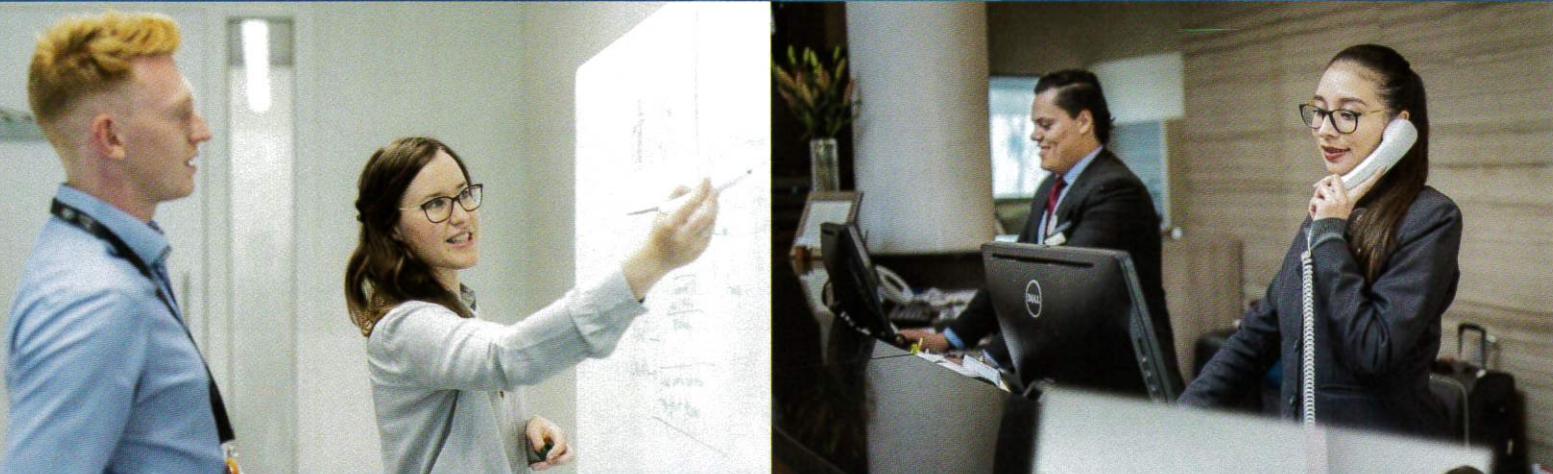


令和4年度

## 中小企業の

# 外国人従業員に対する 研修等支援助成金 のご案内



東京都では、中小企業における外国人従業員の定着を促進するため、外国人従業員への日本語教育等に要する経費の一部を助成する事業を新たに実施します。



●対象企業……………都内に本社または主たる事業所がある中小企業等

●対象外国人従業員…以下の要件を満たすこと

- ①上記対象企業に直接雇用されている従業員で、対象となる在留資格を持つ者 (※1)
- ②常時勤務する事業所の所在地が都内である者

●助成対象事業…………日本語能力試験概ねN2レベル以下の外国人従業員を対象とした、

ビジネスに必要な日本語教育等で以下の内容 (※2)

- ①日本語教員による日本語教育
- ②日本語教材の作成（日本語教員が作成したものに限る）
- ③ビジネスマナー講座
- ④異文化理解に係る講座

●助成金額……………助成対象事業を実施する上でかかる経費の1／2（最大25万円）

※1 令和4年5月31日時点で、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)（以下、「入管法」という）別表第1の2に規定される在留資格のうち「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」以外の在留資格をもつ者。ただし、令和4年6月1日以降に入管法が改正され、別表第1の2に新たに在留資格が追加された場合、その在留資格は本助成金の対象外とします。なお、ウクライナにおける情勢不安を理由に本邦に在留を希望する者等のうち、「特定活動」の在留資格を持つ者は対象とします。

※2 ③及び④の単体実施は不可。①または②と組み合わせて実施する必要があります。  
日本語学校への通学や、日本語教員による社内研修など幅広く活用いただけます。

★その他詳細は下記ホームページ(TOKYO はたらくネット)より  
募集要項をご確認ください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/kakuho/gaikokujinkenshu/>

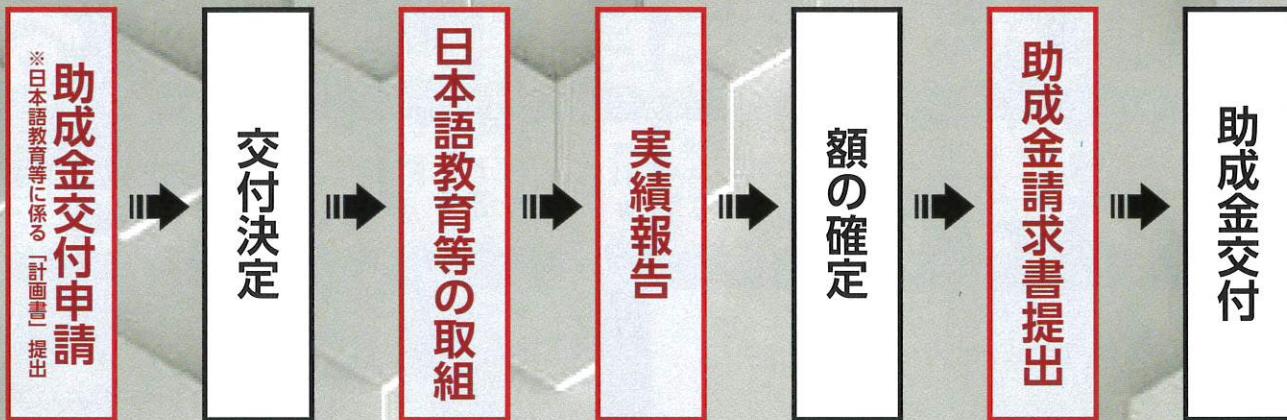


東京都産業労働局

# 助成金の手続

助成金の交付までの流れは以下のとおりです。

=赤字赤枠の部分は申請事業者の方が行う手続きです。



## 申請の受付等

- 交付申請受付期間……令和4年5月31日（火）から11月4日（金）まで
- 取組期間……………交付決定の日から令和5年2月28日（火）まで
- 実績報告受付期間……①令和5年2月14日（火）以前に支払いが終了した場合  
支払い終了後1か月以内  
②令和5年2月15日（水）以降に支払いが終了した場合  
令和5年3月15日（水）まで



### 注意事項

- ①申請は原則先着順で受け付けます。申請が予算額に達した場合は受付を終了します。
- ②申請は1年度につき1事業者1回までです。

## 申請の方法等

中小企業の外国人従業員に対する研修等支援助成金の「募集要項」をご確認の上、郵送にてご提出ください。

※双方に記録が残るレターパック等の方法により送付してください。なお、申請書類は信書に該当しますので、信書の送付が禁止されているメール便、宅配便等は使用しないでください。

※「募集要項」や申請に必要な各様式は、TOKYO はたらくネット  
(<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/kakuho/gaikokujinkenshu/>) からダウンロードしてください。

## お問い合わせ・申請受付

※受付時間：月～金／9:00-12:00、13:00-17:00（祝日・年末年始除く）

東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 人材確保推進担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 21 階北側 TEL 03-5320-4628（直通）  
TOKYO はたらくネット <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/kakuho/gaikokujinkenshu/>

